

鳥取縣令

條例

◇鳥取縣令第二十八號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八號縣會議員等給與條例中次のように改める。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給與條例中改正條例

第一條中「報酬又は旅費」を「報酬及び旅費等」に改める

第五條の二縣會の常任委員（縣會議長は常任委員とみなす）には調査に要する費用の辨償として一委員につき月額五百圓の調査諸費を支給する

第六條中「報酬の支給」を「報酬及び調査諸費の支給」に改める

附 則

昭和二十二年十月二十四日 外

金 曜 日

この條例は昭和二十二年九月一日からこれを適用する。

本縣ノ大ニテハ限定無シ

00428

鳥取縣公報

昭和二十二年十月二十四日
號 外

金曜日

本報ノ大キサハ國定規格A列5

條例

鳥取縣條例第二十九號

昭和二十一年四月鳥取縣條例第三號衛生試驗規程を次の

品名

試験目的

供試料

料

舊手数料

改正手数料

ように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別表試験手数料其の他を次のように改める。

水	飲料適否	一リットル	壹圓	拾圓
同	水質試験	二リットル	參圓乃至六圓	貳拾乃至四拾圓
水雪	食用適否	四キログラム	五圓	貳拾圓
鑛泉	定量分析	一〇リットル	七拾五圓	五百圓
同	定性分析	五リットル	拾五圓	壹百圓
同	ラヂウム放射能測定		貳拾五圓	壹百五拾圓
同	醫治効能判定		貳圓	五拾圓
同	溫度		貳圓	拾圓
清涼飲料水	分析	其ノ都度定ム	參圓乃至拾圓	貳拾圓乃至六拾圓
乳汁	脂肪比重檢定	四デシリットル	貳圓	拾圓

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十二年十月二十四日 外 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

糞便潜血反應 六圓
 腦骨髓液検査 拾圓
 胃液十二指腸液検査 筒
 血液理化學的検査 貳拾圓
 血色素測定 四圓
 血液型検査 六圓
 血球計算 八圓
 血液検査 同
 血糖測定 拾貳圓
 尿化學的検査 蛋白質 貳圓
 糖鹽素 膽汁色素 八圓
 同 貳拾圓
 組織顯微鏡的検査 同
 其ノ他醫科學的検査 普通 貳圓乃至拾五圓
 井誠醫科學的検査 二試以上 同
 記載外特殊検査ニシテ下記範圍内ニ於テ其ノ都度定ム

◇鳥取縣條例第三十號
 昭和二十一年四月鳥取縣條例第二號鳥取縣立保健所使用料條例を次のように改め公布の日からこれを施行する

第二條中
 昭和二十二年十月二十四日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、エツクス線寫眞
 大型板 一枚に付「參拾五圓」以内を「壹百四拾圓」に
 四ツ切 同 「參拾圓」以内を「壹百圓」に
 六ツ切 同 「貳拾參圓」以内を「九十五圓」に
 八ツ切 同 「拾五圓」以内を「七拾圓」に
 カビネ 同 「拾參圓」以内を「六拾圓」に
 三、處置料
 人口氣胸術一回ニ付を初回に付二回目より改め「拾七圓」以内を「六拾圓」に
 「拾七圓」以内を「四拾五圓」に
 驅微注射一回ニ付「貳拾圓」以内を「參拾圓」以上「五拾壹圓」以内を
 其の他處置同 「拾參圓」以内を「四拾圓」に
 四、文書料 一枚ニ付「七圓」以内を「拾圓」に改め
 エツクス線寫眞 間接 一枚ニ付 「拾圓」
 ツベルクリン皮内反應検査 一回ニ付 「四圓」
 血液沈降速度検査 同 「九圓」
 ワツセルマン反應検査 同 「貳拾五圓」

村田氏沈降反應検査 同 「拾圓」
 を加フ
 以上社會保險診療報酬算定方法並點數表に準ずる。

◇鳥取縣條例第三十一號
 昭和十三年一月鳥取縣條例第十五號鳥取縣立診療所使用料條例を次のように改め公布の日からこれを施行する。
 昭和二十二年十月二十四日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條 本條例ニ依ル使用料ハ社會保險診療報酬算定方法並點數表ヲ準用シテ料金ヲ左ノ通り定ムル

一、診斷書其ノ他ノ證書料
 (一) 診斷書料一通ニ付「壹圓五拾錢以上拾四圓以内」ヲ「貳圓以上拾四圓以内」ニ
 (二) 死体檢案書料一通ニ付「參圓五拾錢以上參拾五圓以内」ヲ「五圓以上參拾五圓以内」ニ
 (三) 處方箋一通ニ付「參圓五拾錢」ヲ「五圓」ニ
 二、藥 價
 (一) 内服藥一劑一日分ニ付「七拾錢」ヲ「參圓以上

貳拾圓以内

(一) 頓服薬一回分ニ付「參拾五錢」ヲ「壹圓五拾錢以上五圓以内」ニ

(二) 外用薬一劑ニ付「七拾錢」ヲ「參圓」ニ

三、注射料

一回ニ付「貳圓八拾錢以上貳拾參圓以内」ヲ「參圓以上七百圓以内」ニ

四、手術料

一回ニ付「四百九拾圓以内」ヲ「五百圓以内」ニ

五、處置料其の他

(一) 處置料一回ニ付「七拾錢以上拾四圓以内」ヲ

「五圓以上參拾圓以内」ニ

(二) 検査料一件ニ付「壹圓四拾錢以上」ヲ「參圓以上壹百貳拾圓以内」ニ

鳥取縣條例第三十二條

鳥取縣立花柳病診療所診療費及び手数料徴收條例を次のように定める。

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立花柳病診療所診療費及び手数料徴收條例

第一條 鳥取縣立花柳病診療所において診療を受け又は診断書その他の請書類の交付を受けようとする者はこの條例に定めてある診療費及び手数料を納付しなければならない

第二條 この條例による診療費及び手数料は社會保險診療報酬算定方法並びに點數表を準用して別表の通り定める

第三條 第一條に定めてある料金は支拂義務が生じた都度納付するものとする

但し左の場合には此の限りでない

一、入院患者の場合は一週間毎に納付することができる

二、業態者常時二十人以上集團してある區域にあつては知事と業態者又は世帯主との間に別表料金に基き特別の契約をすることができる

第四條 前條による料金は業態者若しくは世帯主の代表

別表

この條例は公布の日からこれを施行する

附 則

者より定期検診日に診療所長に納付しなければならない
第五條 この條例施行に關して必要なことがらは別に定める

診察料

普通診察料 一人一回 五圓一拾圓

治療料

一、薬價

内服薬 一日分一劑ニ付 參圓一貳拾圓

頭服薬 一回一劑ニ付 五圓一壹圓五拾錢

含嗽薬 一劑五〇〇〇〇ニ付 參圓

坐薬 一劑ニ付 同

塗布薬 同 同

膏薬 同 同

一、手術料

第一種(小) 壹百圓以内

第二種(中) 貳百五拾圓以内

第三種(大) 四百圓以内

一、處置料(洗滌料を含む) 五圓一拾圓

一、注射料

(一) 驅微注射一回

第一種(一號) 參拾圓

第二種(二號) 參拾參圓

第三種(三號) 參拾六圓

第四種(四號) 四拾貳圓

第五種(五號) 四拾八圓

第六種(六號) 五拾壹圓

ペニシリン一日分(四圓一五回) 七百圓

マハリーサン一回分(〇、〇四) 四拾六圓

一本(〇、〇六) 六拾九圓

六(〇、〇六) 六百九拾圓

蒼鉛劑一回

第一種(皮下筋肉) 拾五圓

第二種(靜脈注射) 貳拾圓

ガスマート一回(一、五〇〇) 參圓

00435

水銀劑その他

第一種(皮下筋肉) 拾貳圓

第二種(靜脈注射) 拾七圓

(二) 治淋其の他一般注射一回

第一種(皮下筋肉) 拾貳圓

第二種(靜脈注射) 拾七圓

内服サルファダイアチン一日分(十錠)七拾五圓

同 ザルフアチアゾール一日分 參拾五圓

手数料

一、検査料

尿及分泌物 參圓一拾圓

血液 ワツセルマン反應 貳拾五圓

村田氏 拾圓

二、診斷書

普通診斷書 一通 貳圓

特別診斷書(營業願のためのもの) 一通 五圓

三、検査成績書

四、證明書 貳圓一拾圓

五、處方箋 五圓

◇鳥取縣條例第三十三號

鳥取縣特選牝馬検査條例を次のように定める

昭和二十二年十月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣特選牝馬検査條例

第一條 種牝馬を整備し馬の改良増殖を圖るため毎年明

け二歳以上の馬につき特選牝馬の検査を行う

第二條 前條による検査手数料は次の通りとする

指定證明手数料 一頭に付 金六拾圓

指定證明書の書換又は再交付手数料 一件に付 金拾圓

第三條 前條の指定證明手数料は特選牝馬検査に合格と

同時に指定證明書の書換又は再交付手数料はその請求

をするときこれを納付しなければならない。

第四條 この條例を以つて定めるもの、外検査標準、檢

査手續其の他必要な事項は知事がこれを定める

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する

00436

◇鳥取縣條例第三十四號

昭和二十一年六月鳥取縣條例第十一號鳥取縣簡檢定所手

續料條例を次のように改める。

昭和二十二年十月二十四日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣簡檢定所手数料條例中改正條例

第二條 鳥取縣簡檢定所に簡の檢定、その他の請求又は

申請をなす者は、左の區別により手数料を納付しな

ればならない。

一 簡檢定手数料

(イ) 簡檢定規則第八條の規定による簡檢定

第一區の荷口につき 百五十圓

第二區の荷口につき 百七十圓

第三區の荷口につき 百九十圓

(ロ) 簡檢定規則第十三條の規定による簡檢定

一荷口につき 五十圓

(ハ) 簡檢定規則第九條第一項の規定による簡檢定

(イ) 號又は(ロ)號の金額の外各區の荷口につき百圓加算

一、簡鑑定手数料

一件につき 百圓

三、屑簡鑑定手数料

一荷口につき 二百圓

四、繰糸試験手数料

生糸量一貫匁につき千圓以上において生糸の價格及

び作業費を參酌し知事これを定める。

五、蠶蛹含水率鑑定手数料 七十五圓

六、簡檢定證、簡鑑定證、屑簡鑑定證及び蠶蛹含水分

率鑑定證の再下付又は謄本手数料 十圓

第二條中「納付すること」を「納付しなければならぬ」

に改める。

附 則

この條例は昭和二十二年九月一日からこれを適用し昭和

二十二年五月三十一日から同年八月三十一日まで第一

條一簡檢定手数料中第一區の荷口につき「百五十圓」を

